



平成29年5月19日

各 位

会 社 名 サクサホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松尾 直樹  
(コード番号 6675 東証第1部)  
問合せ先 取締役総務人事部長 井上 洋一  
(TEL. 03-5791-5511)

## 単元株式数の変更、株式の併合および定款の一部変更 ならびに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更にかかる定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第14回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしました。また、これに伴い平成29年5月12日に発表いたしました「平成29年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載した1株当たりの期末配当予想を修正いたしますので、下記のとおり併せてお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって効力が生じることといたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、本年10月1日をもって、当社の単元株式数を変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本件にかかる定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。

ただし、この定款の一部変更は、下記第2項に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において原案どおり可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

#### 2. 株式の併合

##### (1) 併合の目的

上記第1項に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また株主の皆様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、本株式併合同じ割合で、現行の2億4千万株から2千4百万株に変更することといたします。

##### (2) 併合の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| ① 併合する株式の種類    | 普通株式   |
| ② 併合の割合        | 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。   |
| ③ 併合後の発行可能株式総数 | 24,000,000株（併合前：240,000,000株）<br>なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に変更したものとみなされます。 |

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	62,449,621株
併合により減少する株式の数	56,204,659株
併合後の発行済株式総数	6,244,962株

（注）「併合により減少する株式の数」および「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤ 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	148名（2.20%）	257株（0.00%）
10株以上	6,572名（97.80%）	62,449,364株（100.00%）
合計	6,720名（100.00%）	62,449,621株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様148名（平成29年3月31日現在の所有株式の合計257株）が株主としての地位を失うこととなります。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

（3）併合の条件

本株式併合は、本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記第2項に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

（下線部が変更部分）

現行定款	変更後の定款
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億4千万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2千4百万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

#### 4. 主要日程

平成 29 年 5 月 19 日 取締役会（単元株式数の変更、株主総会招集決議）  
平成 29 年 6 月 29 日（予定） 第 14 回定時株主総会  
平成 29 年 10 月 1 日（予定） 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

※ 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、株式会社東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日（水）となります。

#### 5. 平成 30 年 3 月期配当予想の修正

##### (1) 配当予想の修正の理由

本件は、株式の併合に伴う配当予想の修正であり、平成 29 年 5 月 12 日に公表いたしました 1 株当たりの期末配当予想および年間の配当総額に実質的な変更はございません。

##### (2) 修正の内容

	1 株当たり配当金				
	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期末	年間
前回予想 (平成 29 年 5 月 12 日) 発表	円 銭 —	円 銭 —	円 銭 —	円 銭 3.00	円 銭 3.00
今回修正	—	—	—	※ 30.00	30.00
前回実績 (平成 29 年 3 月期)	—	—	—	5.00	5.00

※ 平成 30 年 3 月期期末配当は、併合後（10 株を 1 株に併合）の株式を対象としております。

以 上

添付資料 「(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合についての Q & A」

(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合についてのQ & A

**Q 1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。**

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を平成 30 年（2018 年）10 月 1 日までに 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また株主の皆様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

**Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

A 2. 単元株式数変更および株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 29 年 6 月 29 日 第 1 4 回定時株主総会

平成 29 年 9 月 27 日 \* 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日 \* 単元株式数変更および株式併合の効力発生日

平成 29 年 12 月初旬 \* 端数処分代金の支払開始

\* 平成 29 年 6 月 29 日に開催予定の第 1 4 回定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

**Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。**

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 10 倍になるからです。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1 株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1 株当たり 純資産額	資産価値
1,000株	200円	200,000円		100株	2,000円	200,000円

**Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。**

A 4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 29 年 10 月 1 日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールは Q 2. のとおりです。）。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個		200株	2個	なし
例2	1,200株	1個		120株	1個	なし
例3	555株	なし		55株	なし	0.5株
例4	7株	なし		なし	なし	0.7株

- ・例2および例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度をご利用できます。
- ・例3および例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問合せください。

Q 7. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株あたりの配当金を設定させていただきましたので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式にかかる配当は生じません。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
みずほ信託銀行 証券代行部  
電話番号： 0120-288-324（通話料無料）  
受付時間： 午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）

以上